

一般社団法人さが・こども未来応援プロジェクト実行委員会

給 与 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人さが・こども未来応援プロジェクト実行委員会（以下「法人」という。）の職員の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 給与は全額通貨で直接本人に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の承諾があったときは給与の全額を職員の指定した本人名義の口座に振込む方法により支払うことができる。
- 3 次に掲げるものは給与から控除することができる。
 - (1) 所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 社会保険料のうち被保険者負担分
 - (4) その他、法人と職員等で協議のうえ労使協定を締結したもの
 - (5) その他、職員から控除を申し出たもののうち法人が必要と認めるもの

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

- 2 基本給は、勤務日数、勤務時間により、月額給制と時間給制の2種類とする。
- 3 諸手当は、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

(計算の期間及び支給日)

第4条 給与の計算は当月1日から当月末日までとし、支払日は翌月10日（支払日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる）とする。

- 2 月の途中において採用、又は退職した者には、月額給制の場合、当該月分は日割計算とする。

(日割額及び時間割額)

第5条 勤務1日当たりの給与額（以下「日割額」という）は、次の計算式により算出した額とする。

$$\text{基本給月額} \times 12 \text{月} \div 52 \text{週} \div \text{週当たりの勤務日数} = \text{日割額}$$

2 勤務時間 1 時間当たりの給与額（以下「時間割額」という）は、次の計算式により算出した額とする。

$$\text{基本給月額} \times 12 \text{ 月} \div 52 \text{ 週} \div \text{週当たりの勤務時間数} = \text{時間割額}$$

（端数計算）

第 6 条 前条に規定する時間割額及び第 13 条各項に掲げる給与額を計算する場合において、該当額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

（給料の減額）

第 7 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる期間を除き、日割額及び時間割額を減額して支給する。

- (1) 年次有給休暇の期間
- (2) 就業規則第 27 条に定める慶弔休暇の期間
- (3) 前号のほか代表理事が正当な事由があると認める場合において、その都度定める期間

（基本給）

第 8 条 基本給は、別表 1 の給料表に定めるところによる。

（給与改定）

第 9 条 給与改定の時期は 4 月 1 日とする。給与改定の実施については、法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

（通勤手当）

第 10 条 通勤手当は、職員の自宅より勤務地までの合理的な経路を使用した最短距離をもちいて、以下の方法により計算した額を支給する。

- (1) 公共交通機関の場合（バス・電車等）

実費（ただし、1 か月当たりの上限額は、通勤用定期 6 ヶ月分の額を 6 で除した額とする。）

- (2) 交通用具利用の場合（自家用車、バイク、自転車等）

自宅から勤務地までの実距離の区分に応じて、別表 2 に定める額を支給する。ただし、出勤しない日が月の半分を超える場合は当該額の半額とし、1 日も出勤しない月は支給しない。

(時間外勤務手当)

第 1 1 条 時間外勤務手当は、超過勤務・休日勤務を命ぜられた職員に対し、その時間外勤務又は休日勤務を行った全時間の時間外勤務計算時における時間給に次に掲げる割合を乗じた額を支給する。

- (1) 1 日の労働時間が 8 時間に達するまでの間の勤務 100 分の 100
- (2) 1 日の労働時間数が 8 時間を超えた勤務 100 分の 125
- (3) 法定休日における勤務 100 分の 135
- (4) その勤務が、深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時までの間）である場合においては、前 3 号の割合に 100 分の 25 を加算した割合とする。

(休職者の給与)

第 1 2 条 職員の欠勤期間及び休職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の傷病によるものである場合は、この限りでない。

2 遅刻、早退については、不足する勤務時間を翌月までに勤務して調整する。

(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表1（第8条関係）

この法人の業務を行う職員に適用する基本給

区分	基本給	備考
常勤職員	月給 180,000 円～	年齢、経験、資格等を考慮し、各人ごとに決める
パート職員	時給 1,000 円～	

別表2（第10条関係）

	通勤距離	通勤手当月額
片道	25 km以上	10,000
片道	20 km以上～25 km未満	8,000
片道	15 km以上～20 km未満	6,000
片道	10 km以上～15 km未満	4,000
片道	5 km以上～10 km未満	2,000
片道	2 km以上～5 km未満	1,000
片道	2 km未満	0